



1 フィリピンへの投資を考えるなら...先達から学ぶ

フィリピン進出状況

アジアの工場の真ん中にあり、市場規模だけでなく航空宇宙や自動車技術など革新と人材開発のハブだからフィリピンの将来は明るく見える。一方不十分なインフラにより成長を妨げる懸念がある。

日系企業進出推移	年度	2015	2014	2013	2012	2011
	拠点数	1,448	1,521	1,260	1,214	1,171

出所: 外務省 海外在留邦人数調査統計 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000162700.pdf>

進出日系企業のフィリピン現地での売上高に占める平均輸出比率 **64.60%**  
(参考: ベトナム56.2%, シンガポール53.7%, マレーシア52.4%)

主な輸出先	日本	アセアン	米国	中国	欧州
	49.9%	12.6%	9.1%	6.1%	4.9%

今後1~3年の事業/製品の輸出市場

最も重要と考える国・地域  
日本30%、タイ14.4%、米国13.3%

出所: JETRO 2015年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_News/releases/2015/012ae3223ad8caee/gaiyou.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2015/012ae3223ad8caee/gaiyou.pdf)

進出済み企業が考える【経営上の問題点】 (参考)

フィリピン 上位5項目、複数回答	15年調査 (%)	14年調査 (%)	ベトナム	15年調査 (%)	14年調査 (%)	タイ	15年調査 (%)	14年調査 (%)
1 原材料・部品の現地調達難しさ(n=77)	62.3	58.2	1 従業員の賃金上昇(n=544)	77.9	74.4	1 従業員の賃金上昇(n=557)	60.1	70.2
2 品質管理の難しさ(n=77)	52.0	36.3	2 原材料・部品の現地調達難しさ(n=356)	65.2	70.3	2 品質管理の難しさ(n=349)	58.2	52.0
3 従業員の質(n=118)	50.0	49.3	3 通関等諸手続きが煩雑(n=536)	55.8	61.1	3 主要販売市場の低迷(消費低迷)(n=554)	52.4	42.5
4 通関等諸手続きが煩雑(n=117)	39.3	31.9	4 品質管理の難しさ(n=356)	55.6	50.2	4 従業員の質(n=557)	51.0	50.4
5 競合相手の台頭(コスト面で競合)(n=118)	39.0	40.3	5 従業員の質(n=544)	50.2	49.0	5 競合相手の台頭(コスト面で競合)(n=554)	43.9	47.8

2 フィリピンの投資事情

フィリピンへの外国投資は2015年、3年ぶりに増加に転じた。フィリピン経済区庁によると、「経済特区向けの大型投資案件の半数以上が電気・電子関連の製造業で、日系事務機器メーカーなどの新規・拡張投資もみられる」とのこと。出所: [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/55b32a21595bd1a7/20160054.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/55b32a21595bd1a7/20160054.pdf)

フィリピンの主な投資促進機関

- 投資委員会(BOI)** <http://www.boi.gov.ph/>  
① 毎年発表される投資優先計画(IPP)で指定された分野に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。
  - フィリピン経済区庁(PEZA)** <http://www.peza.gov.ph/>  
② フィリピン各地に位置する公営、および民営の輸出加工区に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。
  - クラーク開発公社(CDC)** <http://www.clark.com.ph/>  
③ ルソン島マニラ北部に位置する米軍基地跡のクラーク特別経済区に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。
  - スービック港首都圏公社(SBMA)** <http://www.mysubicbay.com.ph/>  
④ ルソン島マニラ北部に位置する米軍基地跡のスービック湾自由港に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。
  - カガヤン経済区庁(CEZA)** <http://www.ceza.gov.ph/>  
⑤ ルソン島北部に位置するカガヤン特別経済区、および自由港に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。
- 出所: JETRO [https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/invest\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/invest_01.html)

BOI登録企業に対する主な優遇措置

- 法人所得税の全額免除  
\*パイオニア企業は事業開始から**6年間**  
\*非パイオニア企業は**4年間**
- 労務費の50%を課税所得から追加控除  
\*登録から最初の**5年間**
- 委託生産設備の無制限使用  
監督者、技術者または顧問としての外国人の雇用  
\*登録から**5年間(延長可)**
- 輸出にかかわるの国内諸税相当額を免除  
\*対象は原材料、供給品、半製品
- 保税工場・倉庫の利用  
埠頭税、輸出税、課徴金などの免除  
通関手続きの簡略化

金融

国内からの借入に関する規定  
外資40%以下: 地場企業と同様条件で借入できる  
外資40%以上: 事前にIAC(Inte-Agency Committee)に申請し、許可取得要

借入枠についての制限

	自己資本	借入金
輸出型企業	30%	70%
その他の製造業	35%	65%
非製造業	40%	60%

\*輸出型企業はBOI・PEZAの登録が必要

出所: 日本アセアンセンター [http://www.asean.or.jp/ja/invest/about/country\\_info/philippines/invest\\_info/](http://www.asean.or.jp/ja/invest/about/country_info/philippines/invest_info/)

税制

法人所得税: 内国・外国法人を問わず一律32%の定率課税  
個人所得税: 5~33%の累進課税  
付加価値税: 10%の税率(年間売上が20万ペソ以上の場合)  
その他の租税:  
(関税・百分率事業税・物品税・固定資産税・印紙税・地方税等)  
日本とは、租税条約により二重課税防止が設けられている。

**土地**  
土地の所有は、フィリピン国民もしくはフィリピン資本60%以上の企業のみ認められている。外国人のみによる土地の所有は禁止。土地の使用については、長期リース方式(借地期間50年、延長25年の最長75年間のリース可能)orフィリピン人パートナーと土地保有会社を設立し、その会社からリースする方式を選択する。

外国人労働者

・BOI登録企業は、フィリピン人による充当が困難な場合、外国人の雇用が認められる(経営者、技術者、顧問等)。  
・外資50%以上の企業の場合は、社長、経理部長、総務部長あるいは同等の地位に外国人を充てることできる。  
PEZA登録企業にも同様の優遇措置が付与されている。

投資奨励事業分野

- 2014年度投資優先計画(IPP)
- (1) 製造業  
a自動車・自動車部品, b造船, c航空宇宙部品, d化学, e紙パルプ, f銅線・銅線材, h金型・ダイ
  - (2) 農業ビジネスおよび漁業
  - (3) サービス業  
a集積回路設計, bクリエイティブ業界, c船修理, d電気自動車用チャージステーション, e飛行機の修理, f産業廃棄物対応
  - (4) 経済的かつ低コストの住宅
  - (5) 病院
  - (6) エネルギー
  - (7) 公的インフラストラクチャー・物流
  - (8) PPP(官民パートナーシップ)

投資規制業種・禁止業種

- 【第10次外国投資ネガティブリスト】2015年6月22日発効
- 【リストA】  
1) 外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野...**11業種**  
2) 外国資本が20%~40%以下に制限されている分野...**15業種**
- 【リストB】  
安全保障, 防衛, 公衆衛生, 公序良俗の脅威, 中小企業保護の観点から外国人による投資・所有が規制されている分野  
1) フィリピン国家警察の許可を要する  
2) 国家防衛省の許可を要する  
3) その他
- 参照: JETRO [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/iffile/country/ph/invest\\_02/pdfs/ph7A010\\_negativelist.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/iffile/country/ph/invest_02/pdfs/ph7A010_negativelist.pdf)

フィリピンへの進出の形態は?

フィリピンで現地法人を設立する場合、**輸出型企業**として設立するのか、**国内市場向け企業**として設立するのか、**BOI**や**PEZA**の登録申請を行うのかによって、会社設立手続きも大きく異なる。

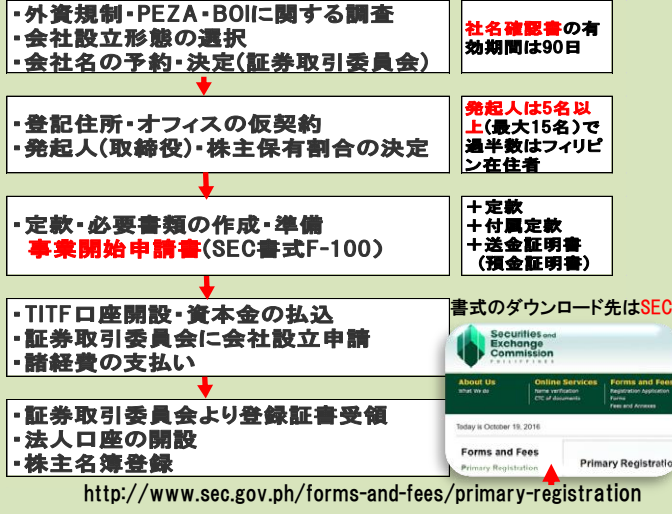
- ① 現地法人  
・**輸出型企業**。60%以上の売上がフィリピン国外からの収入であれば、輸出型企業に分類され、外資規制対象にならない。  
・**国内市場向け企業**(上記以外)
- ② 日本企業の支店(法的責任は本社)
- ③ 駐在員事務所(営業行為は禁止)

形態別最低資本金

外国資本が40%超の会社	
・輸出企業	5,000 ペソ
・国内市場向け企業	200,000 US\$
外国企業の支店	
・輸出企業	5,000 ペソ
・国内市場向け企業	200,000 US\$
外国企業とのパートナーシップ	
・輸出企業	3,000 ペソ
・国内市場向け企業	200,000 US\$
外国企業の駐在員事務所	30,000 US\$
地域統括本部(RHQ)	50,000 US\$
地域経営統括本部(ROHQ)	200,000 US\$

参照: JETRO フィリピンでの外国資本による会社・支店・駐在員事務所の設立手続 (2015年3月) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/f11b28a70799b881/phrp.com201503.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/f11b28a70799b881/phrp.com201503.pdf)

フィリピン現地法人設立の手順



社名確認書の有効期間は90日

発起人は5名以上(最大15名)で過半数はフィリピン在住者

十定款  
十付属定款  
十送金証明書(預金証明書)

合併事業の際のチェックポイントは?

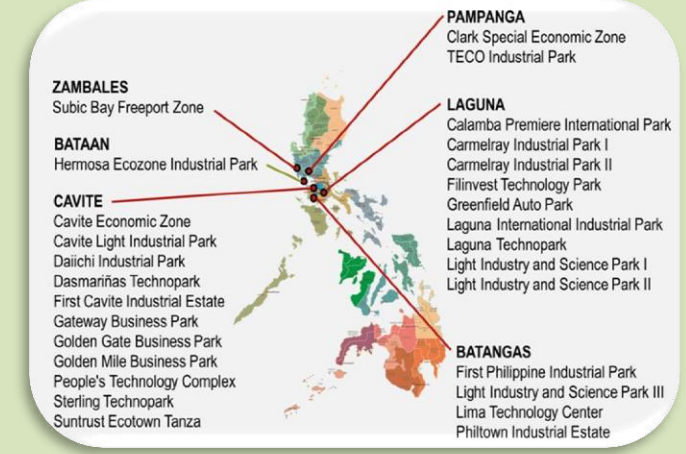
項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

- 【製造技術許諾及び技術援助契約】  
: 製造技術許諾の範囲など
- 【機器供給契約】: 供給範囲、価格及び納期など
- 【工場設計契約】: 設計範囲及び規格など
- 【人員派遣契約】: 派遣者の取扱及び供給など
- 【原料供給契約】: 供給範囲及び価格など

工業団地

主な工業団地、連絡先などは次の資料がお役に立ちます。**入居日系企業もわかります!**

ルソン地域工業団地及び工業団地開発事業者の概要(2015年2月)



出所: JETRO [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/57cce055f7b39613/rp\\_indust\\_pkPH201502.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/57cce055f7b39613/rp_indust_pkPH201502.pdf)

(注) 法律・政令の解釈・運用は変わります。実際に進出を調査・検討される際は、投資委員会布告のような最新法律・政令の原典を確認してください。